

諮問日：令和4年6月22日（令和4年度（情）諮問第9号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（情）答申第21号）

件名：鹿児島地方裁判所における事務分配規程の一部不開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「事件分配規程（最新のもの。）」の開示の申出に対し、鹿児島地方裁判所長が、「令和4年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割等」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、鹿児島地方裁判所長が令和4年5月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

開示しないこととした部分が具体的に特定されていない。したがって、理由提示が不十分であり、不当な決定であると言わざるを得ない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、令状請求事件を担当する裁判官の割当日についての情報が記載されている。

原判断庁においては、本件不開示部分を公にすると、同事件の請求権を有する捜査機関等を含む裁判所外の者において、担当裁判官を推測した行動決定をする契機となるおそれがあり、このようなおそれがあること自体が、ひいては、令状請求事件における裁判の公正に疑義を生じさせるものであって、裁判事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件不開示部分につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するものとして不開示としたものである。

- 2 苦情申出人は、開示しないこととした部分が具体的に特定されておらず、理由提示が不十分である旨主張する。しかし、取扱要綱記第8の2には、「開示の申出があった司法行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、開示申出人に対し、その旨を書面で通知する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。」と定められているところ、原判断における司法行政文書開示通知書には、開示しない理由が簡潔に付記されていることが認められ、取扱要綱上、不開示理由の摘示に欠けるところはない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月14日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、鹿児島地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における令状請求事件（起訴前の国選弁護人の請求による選任及び解任に係る事件を含む。以下同じ。）を担当する裁判官の割当日についての情報が記載されていることが認められる。

本件不開示部分を公にすると、鹿児島地方裁判所及び管内簡易裁判所の令状請求事件を担当する裁判官の割当日が明らかになり、同事件の請求権を有する捜査機関等を含む裁判所外の者において、担当裁判官を推測することを可能にし、その推測によって様々な行動をする契機となるおそれがあると認められる。そして、このようなおそれがあること自体が、ひいては、令状請求事件におけ

る裁判の公正に疑義を生じさせるものであって、裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることができる。したがって、この情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

苦情申出人は、開示しないこととした部分が具体的に特定されておらず、理由提示が不十分である旨主張する。しかし、本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は明らかであり、その特定に問題があったとは認められない。また、原判断における司法行政文書開示通知書には、不開示の理由として「公にすることにより裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており」と記載されているところ、開示申出に対する迅速な事務処理の観点及び取扱要綱の定め（取扱要綱記第8の2参照）に照らし、上記開示通知書の不開示理由の付記に不備があるとまでは認められない。したがって、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子